

節電チャレンジプログラム 2024・冬（東京都限定）実施条件

節電チャレンジプログラム 2024・冬（東京都限定）（以下「2024 東京冬プログラム」といいます。）実施条件（以下「本条件」といいます）は、au エネルギー＆ライフ株式会社（以下「当社」といいます。）が定める節電チャレンジプログラム利用規約に基づき実施する 2024 東京冬プログラムに関する取扱い（以下「本施策」といいます。）を定めたものです。なお、当社の需給約款、供給約款または節電チャレンジプログラム利用規約等に定義される用語は、本条件において別段の定めのない限り、本条件においても同様の意味で使用いたします。

なお、2024 東京冬プログラムは、東京都「家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業」（以下「都の DR 事業」といいます。）に基づいて実施いたします。

1 対象となるお客さま

次のいずれにも該当するお客さま（以下「利用者」といいます。）を 2024 東京冬プログラムの対象といたします。

- (1) 節電チャレンジプログラム利用規約に定める対象プランをご契約であることおよびその対象プランの需要場所が東京都であること。
- (2) 2（エントリー）に定める期間および方法でエントリーを行うこと。
- (3) 2024 東京冬プログラム利用者の電気契約および 2024 東京冬プログラムに関する個人情報を、都の DR 事業の事務業務に必要な範囲で東京都または都の DR 事業の事務局へ提供することに同意いただくこと。

2 エントリー

- (1) エントリー期間

2024 年 12 月 2 日から 2025 年 3 月 31 日。

- (2) エントリー方法

前号に定めるエントリー期間内に、当社指定の方法で、2024 東京冬プログラムへのエントリーを行うこと。

但し、2024 年 10 月 31 日以前に節電チャレンジプログラム利用規約に基づきエントリーを行ったお客さまも 2024 東京冬プログラムの対象といたします。

3 特典の内容

- (1) 特典

(3)に定める特典付与条件を満たした利用者の、エントリーを行った au ID に対し、対象プランの電気契約ごとに、下記のポイントを進呈します。なお、特典付与条件を満たす対象日が 5 日間を超える場合には、最初に特典付与条件を満たした 5 日をポイントを進呈する対象日とします。

下記以外のプラン	対象日 1 日につき 200Ponta ポイント
eco プラン（当社の ecoM プラン/ecoL プラン供給条件に定める非化石証書の使用により実質的に再生可能エネルギー 100%の調達を実現している状態での電気の供給等のサービスをいいます。）	対象日 1 日につき 400Ponta ポイント

- (2) 特典進呈時期

原則として、次号に定める特典付与条件を満たした日の属する月の電気料金の請求月の月末（以下「特典

進呈月」といいます。) までに進呈いたします。

なお、au ID のご利用状況、利用者のご契約状況およびご利用状況または本施策の運営上の都合等により、当社は、特典進呈月以降の月に特典を進呈する場合があります。

(3) 特典付与条件

エントリー期間内に、当社から節電をお願いする対象時間帯（以下「対象時間帯」といい、「対象時間帯」を含む日を「対象日」といいます。）の、5（節電量の計算）に基づき計算された節電量が 0kWh を超えること。

4 節電のお願い

- (1) 対象時間帯は、2（エントリー）(1)で定めるエントリー期間内において当社が任意で設定いたします。
- (2) 対象時間帯は、原則として対象日の前日にお知らせメールまたは au でんきアプリ等においてご確認くださいませ。お知らせメールは、エントリーを行った au ID に紐づくメールアドレスまたはエントリーを行った au ID に紐づく対象プランの電気契約において指定する au でんきポイントで割引の対象契約者回線（但し、au サービスに係る対象契約者回線に限ります）のメールアドレス宛に、送付いたします。

5 節電量の計算

- (1) 2024 東京冬プログラムでは、次項に基づき設定される、お客さまごとの標準的な使用量から、実際の使用量を差し引いた残りの値を節電量として定義いたします。節電量の計算は、30 分値を 1 単位として 1 単位ごとに行い、2024 東京冬プログラムの対象時間帯ごとに合計し、小数点以下第 3 位を四捨五入し算定いたします。
なお、2024 東京冬プログラムの対象時間帯ごとに合計された標準的な使用量より、2024 東京冬プログラムの対象時間帯ごとに合計された実際の使用量が多い場合は、節電量を 0kWh として取り扱います。
- (2) 標準的な使用量は、お客さまごとの過去の電気の使用状況を活用し、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」（資源エネルギー庁・令和 2 年 6 月 1 日最終改定）に基づき算定します。

イ 平日の場合

- (イ) 標準的な使用量は、平日の直近 5 日間（土日祝日および過去の対象日を含まない）のうち対象時間帯における使用量の多い 4 日間の、対象時間帯における平均使用量に(II)で算定された当日調整値を加算した値となります。なお、標準的な使用量が負の値となる場合は 0kWh として取り扱います。また、直近 5 日間において対象時間帯の平均使用量の最小日が複数ある場合は、最小日のうち対象日から最も遠い 1 日を除き、4 日間で計算いたします。
- (II) (イ)の計算の結果、対象時間帯における平均使用量が、(イ)により算定した対象時間帯における使用量の総平均の 25%未満の日を含む場合、当該日を平日の直近 5 日間（土日祝日および過去の対象日を含まない）から除き、以降同様の方法で対象日から過去 30 日以内（平日および土日祝日含む）まで平日の直近日が 5 日に満ちるまで遡り設定いたします。
なお、平日の直近日が 5 日に満たない場合は、4 日間で計算いたします。平日の直近日が 4 日に満たない場合は、過去 30 日以内の対象日も含め 4 日に満ちるまで遡り設定いたします。
- (III) 対象時間帯の 5 時間前から 2 時間前までの 30 分単位の使用量について、対象日当日の使用量から (イ)および(II)で設定した直近日の使用量を減算した値の平均値を当日調整値として計算いたします。

ロ 土日祝日の場合

(イ) 標準的な使用量は、土日祝日の直近 3 日間（平日および過去の対象日を含まない）のうち対象時間帯における使用量の多い 2 日間の、対象時間帯における平均使用量に(ハ)で算定された当日調整値を加算した値となります。

なお、直近 3 日間において対象時間帯の平均使用量の最小日が複数ある場合は、最小日のうち対象日から最も遠い 1 日を除き、2 日間で計算いたします。

(ロ) (イ)の計算の結果、対象時間帯における平均使用量が、(イ)により算定した対象時間帯における使用量の総平均の 25%未満の日を含む場合、当該日を土日祝日の直近 3 日間（平日および過去の対象日を含まない）から除き、以降同様の方法で対象日から過去 30 日以内（平日および土日祝日含む）まで土日祝日の直近日が 3 日に満ちるまで遡り設定いたします。

なお、土日祝日の直近日が 3 日に満たない場合は、2 日間で計算いたします。土日祝日の直近日が 2 日に満たない場合は、過去 30 日以内の対象日も含め 2 日に満ちるまで遡り設定いたします。

(ハ) 対象時間帯の 5 時間前から 2 時間前までの 30 分単位の使用量について、対象日当日の使用量から (イ)および(ロ)で設定した直近日の使用量を減算した値の平均値を当日調整値として計算いたします。

(3) 2024 東京冬プログラムでは需要場所に設置されたスマートメーターから送られる 30 分値の使用量をもとに節電量を計算いたします。スマートメーター未設置やシステム障害、通信障害などにより、使用量データが欠損していた場合、または標準的な使用量の算定にあたり必要となる日数が足りない場合は、2024 東京冬プログラムの節電量の算定および特典付与の対象外になる場合があります。

6 ご注意事項

(1) 1 つの電気契約に関し、1 つの本件契約が成立いたします。1 つの電気契約に対して、複数のエントリーが行われた場合は、「au でんきポイントで割引利用規約」に定める対象契約者回線の au ID を優先して特典を進呈します。

(2) 特典進呈時点において、進呈先の au ID が無効の場合または進呈先の au ID が譲渡もしくは承継されている場合、特典の対象外となる場合があります。

(3) 特典進呈月の前月末時点で電気契約を解約されている場合は節電量の算定および特典の対象外となります。

(4) 2025 年 6 月までに対象日の属する月の請求がなされていない場合は特典の対象外となります。

(5) 要件を満たさない特典取得や複数回の特典取得等、不正に特典を取得した可能性があると当社または都の DR 事業の事務局が判断した場合は、当社からの参加状況等の確認依頼に速やかに応じていただきます。不正に特典を取得したことが発覚し、当社からの特典相当額の返還要請を受けた場合には、速やかに返還に応じていただきます。

(6) 節電に成功した場合の通知は特典の付与をもって行うものとします。

(7) その他、当社が不適当と認めた場合、特典の対象外となる場合があります。

(8) 当社は、本条件を変更することがあります。この場合、当社は、本条件の変更内容を当社の指定する WEB サイトに掲載して周知することにより行います。

(9) 本条件の解釈または 2024 東京冬プログラムの適用について疑義が生じ、または本条件に定めがない事項が生じた場合は、当社が決定する内容に従って処理するものとし、利用者は予めこれを承諾するものとします。

2024年12月2日制定